

## 令和2年度大学発ベンチャー創出促進事業委託業務 応募要項

本要項は、県内大学等が保有する市場性のある有望な研究シーズ等を発掘し、事業計画作成支援やマーケティング支援など進捗段階に応じた総合的な支援を行うことで、事業化を促進することを目的に、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定めるものです。

### 1 契約に付する事項

- (1) 業務名  
大学発ベンチャー創出促進事業委託業務
- (2) 業務仕様書  
別紙のとおり
- (3) 業務の履行期間  
契約の日から令和3年3月15日まで
- (4) 限度額  
4,250,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

### 2 大学発ベンチャーの定義

本要項における大学発ベンチャーの定義は、以下のとおりです。

- ① 県内大学（短期大学を含む。）及び大分工業高等専門学校等で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化しようとする者
- ② 県内大学（短期大学を含む。）及び大分工業高等専門学校等と共同研究等を行い、技術やノウハウを事業化しようとする者
- ③ 既存事業を維持・発展させるため、県内大学（短期大学を含む。）及び大分工業高等専門学校等から技術移転等を利用し、事業化しようとする者
- ④ 大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校等と協働しながら事業化しようとする者

### 3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) 公益財団法人大分県産業創造機構（以下「機構」という。）が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人又は中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者）及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

#### 4 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は、次のすべての書類を提出してください。

○企画提案の提出書類（提出部数：正本 1部、副本（正本の写し） 6部）

※全書類について、1部提出。A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。）

① 大学発ベンチャー創出促進事業委託業務企画提案書（様式1）

② 提案者概要書（様式2）

③ 事業内容（様式自由・10枚以内）

・仕様書に沿って、本事業の趣旨を踏まえて企画・提案をすること。具体的な業務実施方法について分かりやすく記載するとともに、本業務に関連した過去の実績や、本業務の遂行に活用できる人的能力やネットワーク等も記載すること。

④ 見積書（様式自由、実施予定の事業毎等、項目ごとにその単価、金額を記載）

⑤ 業務実施体制（様式3）

⑥ 誓約書（様式4）

⑦ 定款（写し）

⑧ 役員名簿

⑨ 直近1年間の事業報告書、収支計算書等（様式自由）

#### 5 企画提案書の提出

4の提出書類については、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

令和2年6月10日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送により、下記の提出先に提出してください。

(3) 提出先

公益財団法人大分県産業創造機構おおいたスタートアップセンター  
〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル5F  
電話 097-534-2755

## 6 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 提案書の審査

「おおいたスタートアップセンター委託業務企画提案競技審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定します。

(2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時及び場所については、別途通知します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査基準

概ね次のとおりです。

- ・企画提案内容が現実的で、実施可能なものか。
- ・大学発ベンチャー創出促進に繋がる実現性の高い事業内容となっているか。
- ・県内大学等が保有する市場性のある有望な研究シーズ等を発掘、事業化に向けた支援について、具体的な内容・工夫があるか。
- ・本事業実施に関する知見、ノウハウ、実績を有しているか(ベンチャー企業創出に関する支援の経験・実績等)。
- ・関連機関(専門家や企業等)とのネットワークや信頼関係を有しているか。
- ・事業終了後の継続的なフォローアップ等、支援先等に有益な付随的効果が期待できるか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、採択する事業を選定後、提案者あて通知します。

なお、審査等に関する照会、問い合わせには、一切応じられません。

## 7 業務委託契約の締結

機構は、審査の結果、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議の上、機構契約事務規程に基づき、業務委託契約を締結します。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容及び金額の変更を求めることがあります。

## 8 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとします。

## 9 その他企画提案等にかかる留意事項

### (1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

### (2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案に係る審査以外には使用しません。

### (3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めません。

### (4) 提案に係る費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

### (5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ① 提案書類の提出期限を過ぎた場合。
- ② 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- ③ 住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ④ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

### (6) 提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

## 10 事業報告等

(1) 事業実施者は、事業実施状況について、別途指定する形式で報告書を作成し、機構あて提出すること。

(2) 機構は、中間報告書又は実績報告書を受領した場合、その書類の内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、又は、機構職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

## 11 留意事項

- (1) 機構は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。
- (2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

## 12 本企画提案競技に関する問合せ先

公益財団法人 大分県産業創造機構

おおいたスタートアップセンター

〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第2 ソフィアプラザビル 5F

電話 097-534-2755

FAX 097-534-2760

### 【問い合わせ受付期間】

令和2年5月21日（木）から6月10日（水）まで（土日祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(別紙)

## 業 務 仕 様 書

### 1 業務名

大学発ベンチャー創出促進事業委託業務

### 2 目的

大学はイノベーションの重要な担い手であり、保有する研究シーズや知見（以下、「研究シーズ等」という。）を基に新技術・新サービス等を創出・事業化することで、新たな産業の創出が見込まれる。

全国では、大学発ベンチャー企業数は過去最多となっており、大分県でも大学発ベンチャー企業の創出が進みつつある。大学発ベンチャー企業創出の動きを加速するため、県内大学が保有する有望な研究シーズ等を発掘し、事業化可能性調査や事業計画作成支援、マーケティング支援など総合的な支援を行い、事業化を促進することを目的とする。

### 3 限度額

4, 250, 000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

### 4 委託業務の実施期間

契約の日から令和3年3月15日

### 5 委託業務内容

大学発ベンチャー創出促進に向けて、以下の業務に取り組む。

#### (1) 県内大学等が保有する事業化可能性のある研究シーズ等の発掘・選定

県内大学等が保有する事業化可能性のある研究シーズ等を募集し、面談やヒアリングによる調査等により、おおいたスタートアップセンターと協議の上、支援先を2件程度選定する。

(募集対象)

- ① 県内大学（短期大学を含む。）及び大分工業高等専門学校等で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化しようとする者
- ② 県内大学（短期大学を含む。）及び大分工業高等専門学校等と共同研究等を行い、技術やノウハウを事業化しようとする者
- ③ 既存事業を維持・発展させるため、県内大学（短期大学を含む。）及び大分工業高等専門学校等から技術移転等を利用し、事業化しようとする者
- ④ 大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校等と協働しながら事業化しようとする者

## (2) 事業化に向けた総合的支援の実施

イ 事業化可能性のある研究シーズ等の発掘・選定した2件程度に対し、支援先の要望等を勘案し、事業化可能性の調査、事業化に向けた計画作成、専門家による助言・指導等概ね以下の支援を行う。

### ① 事業化可能性調査支援

・市場可能性調査、業界動向調査、事業化に向けた課題の洗い出しなど事業化の可能性に関する分析・調査に関する支援。

### ② 事業化に向けた計画作成等支援

・対象市場の選定、事業化に向けたロードマップの作成、ビジネスモデル構築等事業化に向けた計画作成支援や共同研究、技術提携先などのマッチング促進、経営・営業人材、販路、仕入などのネットワーク形成などの支援。

### ③ 試作・調査等経費に対する支援

・必要に応じて、試作等に要する経費、事業化実現のための調査等に要する経費について支援を行う。

(支援先1者あたり30万円以内とし、対象経費の1/2を上限とする。)

なお、対象経費は以下の科目とする

a.旅費

b.通信運搬費

c.資材購入費

d.外注費

e.事務費

f.印刷製本費

g.使用料及び賃借料

h.謝金

i.委託料

j.雑役務費

・支援に際しては、効果的に行えるように助言指導等を行うこと。

・支出関連書類の整備・保管

各対象経費については、契約書記載の様式により経費項目等を適切に管理するとともに、支出証拠書類を整備・保管すること。なお、精査に伴い、未使用分がある場合には、当該金額について減額した変更契約を締結するものとする。

④ 毎月1回以上の訪問・面談等によるヒアリング及び助言・指導等支援(必要に応じた専門家派遣業務を含む。)1支援先について、6回程度とする。

ロ 令和元年度大学発ベンチャー創出促進事業において支援した3者の中からおお

いたスタートアップセンターと協議の上、支援先を1者程度選定し、支援先の要望等を勘案し、事業計画作成支援や資金調達、経営・営業人材、販路、仕入などの確保に関する支援等概ね以下の支援を行う。

① 事業計画作成支援

- ・具体的に事業展開を図るための事業計画作成に関する支援

② 資金調達、人材、販路等経営環境整備支援

- ・事業に必要な資金や人材、販路等の経営環境の整備等に関する支援

③ 試作・調査等経費に対する支援

- ・必要に応じて、試作等に要する経費、テストマーケティングや商談等に要する経費に対する支援を行う。

(支援先1者あたり30万円以内とし、対象経費の1/2を上限とする。)

なお、対象経費は以下の科目とする

a.旅費

b.通信運搬費

c.資材購入費

d.外注費

e.事務費

f.印刷製本費

g.使用料及び賃借料

h.謝金

i.委託料

j.雑役務費

- ・支援に際しては、効果的に行えるように助言指導等を行うこと。

- ・支出関連書類の整備・保管

各対象経費については、契約書記載の様式により経費項目等を適切に管理するとともに、支出証拠書類を整備・保管すること。なお、精査に伴い、未使用分がある場合には、当該金額について減額した変更契約を締結するものとする。

- ④ 毎月1回以上の訪問・面談等によるヒアリング及び助言・指導等支援(必要に応じた専門家派遣業務を含む。)1支援先について、6回程度とする。

(3) 大学発ベンチャー創出環境の整備

- ・県内大学の大学発ベンチャーを創出・育成するための規程の整備状況を面談やヒアリング等を通じて調査するとともに、規程整備に向けて必要な情報提供等を行う。

(4) 報告会の実施



- ・ 支援先に対する支援内容や成果に関する報告会を開催すること。

(5) その他

- ・ 本業務の遂行にあたっては、適時、おおいたスタートアップセンターと協議を行うとともに、遂行状況についても適時、報告を行うこと。
- ・ 感染症予防対応のため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、委託者と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行う。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、委託金額の減額変更を行うものとする。

(様式1)

年度大学発ベンチャー創出促進事業委託業務 企画提案書

年 月 日

公益財団法人大分県産業創造機構  
理事長 姫野 清高 殿

所在地

法人名

代表者

印

年度大学発ベンチャー創出促進事業委託業務に、別紙のとおり関係書類を添えて応募します。

【担当者連絡先】

所 属 \_\_\_\_\_

役 職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

F A X 番 号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

(様式2)

## 提案者概要書

年 月 日現在

名 称		
事務所の所在地	主たる事務所	〒 ー
	県内の事務所	〒 ー
設立年月日		
主な事業の概要		
収支状況	収入	千円
	支出	千円
職員数	常勤職員数	人
	非常勤職員数	人
提案事業内容(概要)		
その他特記事項		

※団体案内(パンフレット等)があれば添付してください。

(様式3)

### 業務実施体制

	氏名	所属・役職	担当業務
担当者			

再委託する予定がある場合

分担業務の内容	その理由

※この項目は、該当する場合に記入して下さい。

(様式4)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、公益財団法人大分県産業創造機構が必要とする場合は、大分県を通じて、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

公益財団法人 大分県産業創造機構

理事長 姫野 清高 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

法人・団体名

(ふりがな)

代表者氏名

印

代表者生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。